

平成14年5月20日

各 位

株 式 会 社 日 本 ト リ ム 代表取締役社長 森澤紳勝 (登録銘柄:コード6788) 問い合わせ先

> 取締役経営企画部長 古閑信夫 TEL:06-6456-4600

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関する決議のお知らせ

当社は、平成14年5月20日開催の当社取締役会において、「商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与」を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

【新株予約権発行の目的】

商法第280条 J 20及び商法第280条 J 21の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締 役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めると共に、ストックオプションの目的で下記の要領にて株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

【新株予約権発行の要領】

- 1.新株予約権の目的たる株式の種類及び数当社普通株式50,000株を上限とする。
- 2.新株予約権の総数(新株予約権1個当たりの目的となる株式数50株) 総数 1,000個を上限とする。
- 3.新株予約権の発行価額 無償で発行する。
- 4. 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値(最終価格のない日数を除く。)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、または発行日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が他社との吸収合併または新設合併を行う場合、会社は必要と認める払込価額の調整を行う。

5.新株予約権の行使期間

平成16年7月1日から平成19年6月30日

- 6.新株予約権の行使の条件 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 7.新株予約権の消却
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件から外れた新株予約権については無償で消却することができる。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者が有する新株予約権すべてを無償にて消却できるものとする。
- 8.新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

9. その他

具体的な発行内容及び割当の条件については、上記内容の範囲内において、本株 主総会及び当社取締役会の決議に基づき、定めることとする。